

特定非営利活動法人 Japan Safety Net 燈 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Japan Safety Net 燈という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外国人や高齢者などに対して、企業や行政、各種専門家と連携し、行政サービスの活用による生活支援や教育機会の整備、教育を通じた人材育成支援事業を行い、地域福祉の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域住民を支援する事業

- ② 外国人サポート事業
- ③ 教育機会及び環境の整備事業
- ④ 人材の育成を支援する事業
- ⑤ 見守り支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の活動に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 役員の職務及び報酬

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出

席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高橋 雅弘

副理事長 山田 達郎

副理事長 田中 徹

理事 甲田 雅也

理事 佐藤 恭司

監事 井上 飛雄間

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 12 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人) 入会金 0 円 年会費 12,000 円

(2) 正会員(団体) 入会金 0 円 年会費 24,000 円

(3) 賛助会員(個人) 入会金 0 円 年会費 6,000 円

(4) 賛助会員(団体) 入会金 0 円 年会費 12,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Japan Safety Net 燈

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	たかはし まさひろ 高橋 雅弘		無
副理事長	いのはら ひでき 猪原 秀樹		無
副理事長	とみた りょうすけ 富田 涼介		無
理事	ながみ しんぺい 永見 晋平		無
監事	かとう たつお 加藤 辰男		無

注1 理事3名以上、監事1名以上が必要です。

2 「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）によって証明された住所又は居所を記載してください。
(書面のとおりに記載してください)

3 「報酬の有無」の欄には、報酬の有無の予定を記載してください。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

令和6年度事業報告書

(令和6年1月1日から6年12月31日まで)

特定非営利活動法人Japan Safety Net 燈

1 事業の成果

本年度は、事業計画に沿いながら事業を行うこと及び活動を通じて要望のあった事案に対し、関係各機関と協議調整を適正に行った結果、前年度に比べ、公益に資するきめ細やかな活動を円滑に実施した。その結果、多くの方からの賛同及び共感を得るとともに、法人の活動目的を達成することができた。

- 地域社会との連携 (福山市役所・地元町内会・地元企業・任意団体等との関りの強化【情報交換】)
- 行政機関等との連携 (福山税務署【税務広報活動支援及び協力】広島県警察【青色防犯パトロール】・広島県及び福山市役所【道路アダプト清掃】・福山市社会福祉協議会【支援及び協力】)
- 海外NGOとの連携 (公益財団法人School Aid Japan との連携による物品【食糧及び文具用品等】寄付)
- 国際協力活動 (公益財団法人ひろしま国際センター助成対象事業【環境保全・国際平和】)

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 日・月・時	実施 場 所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 金額 (単位: 千円)
地域住民を支援 する事業	防犯パトロールや清掃 活動を通じた安心安全 の確保	毎月4回 (概ね週 1回)	福山市内 東学区エ リア	30人	福山市内東学 区の住民(不 特定多数)	4
	NPO法人設立を希望す る団体の相談及び支援	令和6年 全8回	広島市含 む4都市	2人	国内(4都市) (16名)	16
	公平な課税と適正な納税 の実現にむけた税務広報 協力	令和6年 11月	福山市内	3人	福山市内東学 区の住民(不 特定多数)	33
外国人サポート 事業	在留外国人等(技能実習 生・留学生等)からの相 談対応	随時	広島市・ 福山市内 ・オンラ イン	2人	広島県、日本 国内及び海外 (80名)	34
教育機会及び環 境の整備事業	社会福祉協議会の食堂 運営の支援及び協力 (来場者は子どもを含む)	毎月 第3 日曜日	福山市内	8人	福山市内の住 民(概ね80 人/回)	22
人材の育成を支 援する事業	海外のNGOと連携した 食糧・文房具等の 物品寄付の実施	令和6年 1月・ 10月	カンボジ ア	10人	100人	44

令和6年度 活動計算書
6年1月1日から6年12月31日まで
特定非営利活動法人 Japan Safety Net 燈
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	42,000	162,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,009,000		
施設等受入評価益	0	1,009,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			0
5. その他収益			
受取利息	3		
雑収益	0	3	
経常収益計			1,171,003
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	3,000		
旅費交通費	5,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払手数料(振込手数料)	1,540		
外国人サポート通訳費	33,000		
物品購入費(支援物資)	66,000		
国際協力活動費	1,052,169		
(公財ひろしま国際センター)			
印刷製本費(福山税務署関係)	33,000		
弁護士及び司法書士相談費	14,300		
その他経費計	1,208,009		
事業費計		1,208,009	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,208,009
当期経常増減額			0

III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△37,006
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			△37,006
前期繰越正味財産額			249,300
次期繰越正味財産額			212,294

1. 重要な会計方針 計算書類の作成は、
NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

注2 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示

することが望ましい。表示例は以下のとおり。

（一般正味財産増減の部）

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額 × × ×

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 × × ×

（指定正味財産増減の部）

受取寄附金 ○ ○ ○

一般正味財産への振替額 △ × × ×

令和6年度 財産目録
6年12月31日現在

特定非営利活動法人JapanSafetyNet燈
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	77,831		
三井住友信託銀行普通預金	134,463		
未収金			
事業未収金	0		
流動資産合計		212,294	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	0		
応接セット	0		
歴史的資料	評価せず		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
財務ソフト	0		
無形固定資産計		0	
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
特定資産	0		
銀行定期預金	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			212,294
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	0		
預り金			
源泉所得税預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金			
銀行借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			212,294

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

令和6年度 貸借対照表
6年12月31日現在

特定非営利活動法人JapanSafetyNet燈
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	212,294		
未収金	0		
流動資産合計		212,294	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			212,294
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
前受民間助成金	0		
流動負債合計			
2. 固定負債			
長期借入金	0		
退職給付引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産			249,300
当期正味財産増減額			△37,006
正味財産合計			212,294
負債及び正味財産合計			212,294